

令和5年第43回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和5年12月21日(木)			午前11時00分から	午前11時55分まで
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員			
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長			
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし		
会議の結果及び主な発言	議案等				結果
	報告43-1	東京都選挙事務運営協議会の部会報告について			了承
委員長	これから令和5年第43回の定例会を開会いたします。				
	<東京都選挙事務運営協議会の部会報告について>				
委員長	報告事項43-1について、事務局から説明をお願いします。				
局長	<p>報告43-1をご覧ください。</p> <p>令和5年12月19日に東京都選挙事務運営協議会の部会報告に委員長と私の2名で参加してきましたので、その報告をさせていただきます。</p> <p>まず、異常気象等に伴う選挙事務運営について、第1部会から報告がありました。</p> <p>近年、全国各地において異常気象等による災害や記録的大雨が多く発生していることから、異常気象等における選挙事務の課題を投票所運営・開票所運営・その他選挙事務全般に分けて整理し、その課題に対する解決策を検討しています。</p> <p>投票所運営の課題には、投票所が避難所として使用される場合の対応が挙げられます。その場合の解決策としては、投票所の変更、繰延投票、再投票等が考えられます。</p> <p>また、交通機能の麻痺等による投票管理者・立会人・事務従事者等の参集が困難となるおそれもあります。これに対する解決策は、必要最小人数での運営、近隣居住者の配置や代替職員の事前確保等が考えられます。</p> <p>開票所運営の課題には、投票箱の到着の遅延・不達・安全確保が挙げられます。これに対する解決策としては、開票時刻の変更、一部の投票箱を残し投票箱が到着次第開錠・混同できるよう準備すること等が考えられます。</p> <p>また、停電時には照明や分類機等の電源を確保する必要があります。これには、EV車両やポータブルバッテリー等による電気供給が考えられますが、電気供給ができない場合には手作業による開票を行う必要もあります。</p> <p>なお、投票所運営の課題と同様に、事務従事者等の参集が困難であることも挙げられます。</p> <p>その他選挙事務全般の課題としては、ポスター掲示場の設置・維持・損害対応等が挙げられます。これに対する解決策としては、パトロールの実施、仕様書への対応方法の明記、設置しないことの検討等が考えられます。</p> <p>また、選挙公報の配達遅延・不達・破損等のおそれもあります。これに対す</p>				

る解決策としては、保管施設やホームページによる対応、発行中止の検討等が考えられます。

以上のように、様々な課題が浮き彫りとなり、国レベルでの統一した運営方針が必要との意見もありましたが、まずは各選挙管理委員会が課題を認識し、その対応について十分検討しておくことが必要であるとまとめられております。

次に、選挙関連システムの標準化について、第2部会から報告がありました。

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であるとの政府の認識のもと、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が令和3年に制定されました。本法律の第2条には、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務、いわゆる標準化対象事務として、選挙人名簿に関する事務が規定されております。

このような状況から、現在、区独自の情報システムにおいて管理している選挙人名簿等に関する事務について、今後、統一的な基準に適合する情報システムを利用して選挙人名簿等の処理を行っていかねばなりません。

本部会は、令和7年度中に、現在使用している情報システムを統一的な基準に適合する情報システムに移行できる環境を整備するにあたり、各選挙管理委員会が共有したい課題等を検討したものです。

運用開始後に他システムとの連携や運用等で想定される課題としては、期日前投票所となる庁外施設とのネットワーク回線の敷設が必要になること、ガバメントクラウド利用に当たって基幹システムに入ることとなる場合のセキュリティの確保や期日前投票期間中にガバメントクラウド側の障害等でシステム停止となった場合、投票ができない可能性がある等が挙げられます。

一方、標準化システムへの移行で期待できるメリットについては、自治体間での帳票や運用に差異がなくなること、レイアウトの統一化による事務処理がしやすくなることや他のベンダーへの乗り換えが容易となり改修等によるシステム費用を抑えることができる等が挙げられます。

各選挙管理委員会において、標準化の作業を進めるにあたっては、他の選挙管理委員会との情報共有を図ることが有用である。また、今後標準化移行作業と突発的な選挙が重なった場合には、構築及び設計スケジュールの見直しやテスト期間の短縮など、柔軟に対応することが求められるとまとめられております。

最後に、選挙時における若年層との連携について、第3部会から報告がありました。これは杉並区が提案した議題でありますので、杉並区は第3部会に所属しています。

本部会では、これまでの各選挙管理委員会の選挙時における若年層との連携を報告するとともに、平常時の若年層への啓発活動として、多くの自治体で実施されている選挙出前授業・模擬投票の報告も加えられております。

選挙時における若年層との連携としては、投票立会人に選任することを最も多くの選挙管理委員会が実施していました。

また、啓発グッズのデザイン企画等、選挙時啓発の企画に若年層が参加している選挙管理委員会もありました。

選挙出前授業・模擬投票については、若年層の興味・関心は学校での主権者

	<p>教育によるところが大きいと、学校・学年それぞれに合った内容で実施できるように教育機関との連携を深めることが重要であると報告されています。</p> <p>さらに、中長期的に行う啓発の継続性についても述べられており、啓発においては、これをやれば確実に投票率が上がるという即効性のあるものは必ずしも多くはない。東京都選挙管理委員会と各区市町村選挙管理委員会、各区市町村選挙管理委員会と明るい選挙推進協議会や地域団体等が連携・協力し、地道な啓発活動を継続していくことが重要であるとも報告されています。</p> <p>以上、報告事項 43-1 の説明となります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。</p> <p>台風等の災害と投票日がぶつかる場合には、会場の確保と投票管理者や従事者等の人集めが大変になりますね。</p>
局長	<p>災害等が起こると、実際に投票所に来ることが難しいために、投票率が低くなってしまふことが予想されます。</p> <p>また、従事者も集まらない可能性があります。投票管理者が、万が一来ることができない場合には、職務代理者となっている職員が投票管理者に代理して業務を行いますので、さらに従事職員が減る可能性もあります。</p>
小井委員	<p>第 2 部会の選挙関連システムの標準化は、有権者にとってどのような利点があるのですか。</p>
局長	<p>行政の効率化により、最終的には税金の効率的な運用につながる点が有権者にとっての利点となると考えます。</p> <p>従前、各選挙管理委員会で個別のシステムを使用して業務を行っていましたが、今後は全国的に標準化されたシステムを使用して業務を行うようになるため、事業者の選定の柔軟化や改修費用等の軽減が期待できます。</p>
小井委員	<p>第 3 部会の選挙時における若年層との連携については、投票立会人に選出した後、急に大学の試験が組まれて参加できないこととなり、急遽代理をたてることとなったという意見や遅刻・居眠りをする者も見受けられるとの意見があり、若年層の投票立会人を選任することに課題もあるのですね。</p>
局長	<p>多くの選挙管理委員会が苦勞している点であると思います。</p> <p>遅刻や居眠りは、選挙に携わることについての意識の問題でもありますので、杉並区では若年層の投票立会人を集めた説明会を行い、高い意識をもって選挙に望んでもらっております。</p>
委員長	<p>それでは、報告 43-1 についてはよろしいですか。</p>
一同	<p>報告了承。</p>
	<p><その他></p>
委員長	<p>本日の予定されている報告事項は終了しましたが、その他にございますか。</p>
局長	<p>当選無効となった地方議員の報酬等の返還に関する最高裁判所の判決についてご報告します。</p> <p>事件の概要は、平成 31 年 4 月の大阪市議会議員選挙で当選した市議会議員が、同 5 月に買収行為による公職選挙法違反で逮捕され、起訴後の保釈まで 21 日間身柄を拘束された。保釈後は議員活動を続けたが、令和 2 年 2 月に有罪判決の確定で当選無効となり失職した。そこで市は、市が支給した議員報酬と政務活動費計 1,400 万円を返還するよう求めて訴訟を提起した、という内容です。1 審・2 審は身柄拘束期間の議員報酬など計約 160 万円に限り返還を命じましたが、これに対し最高裁判所は、市が支給した議員報酬と政務活動費計約 1,400</p>

	<p>万円全額の返還を命じる判決を言い渡しました。理由は、自身の選挙で買収などの選挙違反により有罪が確定した場合、自ら民主主義の根幹をなす選挙の公明さ、適正さを著しく害したというべきであり、この場合には当選の効力は遡って失われ、その間の議員活動に価値はない等と判断しています。</p>
委員 長	<p>その他はございますか。</p>
局 長	<p>特にありません。</p>
委員 長	<p>では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。</p>
局 長	<p>次回の第44回の定例会は、12月27日の水曜日に行います。新たな選挙管理委員による初めての定例会となります。内容は、委員長の選任についての議案等が予定されております。 (議題書に沿って、12月21日以降の日程を確認。)</p>
委員 長	<p>その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。</p>